

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1281号)

平成26年12月15日

横情審答申第1281号

平成26年12月15日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年7月3日中保年第417号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「中区保険年金課の国民健康保険料減免業務において、課内で統一的な運用をはかるために実施される研修の要件を定義した文書のうち、研修の要件を定義する目的で作成されたものではないが結果として要件または要件の一部が記載されている文書（正式名称不明）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「中区保険年金課の国民健康保険料減免業務において、課内で統一的な運用をはかるために実施される研修の要件を定義した文書のうち、研修の要件を定義する目的で作成されたものではないが結果として要件または要件の一部が記載されている文書（正式名称不明）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中区保険年金課の国民健康保険料減免業務において、課内で統一的な運用をはかるために実施される研修の要件を定義した文書のうち、研修の要件を定義する目的で作成されたものではないが結果として要件または要件の一部が記載されている文書（正式名称不明）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年6月2日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、横浜市国民健康保険の保険料減免申請の統一的な運用を図るために実施される研修の要件を定義した文書のうち、研修の要件を定義する目的で作成されたものではないが結果として要件又は要件の一部が記載されている文書である。
- (2) 減免制度を運用するために中区福祉保健センター保険年金課（以下「中区保険年金課」という。）内にて行う研修は、集合研修ではなく、OJT（職場内研修をいう。以下同じ。）を基本としたものであり、減免業務に限らず、ほとんどの業務において、日常的な場面のあらゆる機会を捉えてOJTが行われている。そのため、具体的な研修計画や研修対象者、研修効果測定等を記載した文書は作成していない。
- (3) 以上により、研修は実施しているものの、本件申立文書は存在しないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定して開示するよう求める。
- (2) 申立人の求める文書は、「研修の要件を定義する目的で作成されたものではないが結果として要件または要件の一部が記載されている文書」であり、偶然にできてしまった文書であるため、「作成しておらず」という非開示理由になり得ない。
- (3) 仮に「作成しておらず」という語句が、探したが見つからずの意味であるとした場合、どのように探したのか、文書特定のプロセスの良否によって本件処分の妥当性が左右される。しかし、実施機関は、そのプロセスを明らかにしていないため、申立人は本件処分の妥当性の判断ができない。本件請求に係る行政文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「審査会答申」という。）第1265号でも議論されているが、文書特定のプロセスには踏み込まず、審査の過程で例示された行政文書が開示請求の趣旨に沿うか否かの判断のみにとどまっており、本来の申立人の主張である「研修の要件を定義する目的で作成されたものではないが、結果として、保険料減免業務において課内で統一的な運用をはかるために実施される研修の要件が記述されている文書」の特定に至っていない。
- (4) 申立人は、本件請求の際に例として「新人課員に職場研修の履修を命じる指示書」「課員に職場研修指導員役を命じる指示書」を挙げた。これらが存在しないという主張は、課内における意思決定が文書で行われていないことを意味し、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条「事業についての最終的な意思の決定は、行政文書によって行うものとする。」に反する。また、同課内における職場研修は、口頭により処理することができる「軽易な事案」ではない。
- (5) 非開示理由説明書の「作成しておりません」が、計画そのものが存在しない意味であるとした場合、研修履修対象者の特定すらできず、職場研修実施は不可能である。「作成しておりません」とは、文書化されていないが計画そのものは存在すると解釈するのが妥当であると考えている。横浜市職員研修規程（平成7年6月達第18号）は、職場研修に対して研修計画書を作成する義務を課していない。他方、横浜市行政文書管理規則では意思決定が行われたことの記録を行政文書として残すことを義務付けている。したがって、計画書は無くとも職場研修を実施するという意

思の決定は必ず行政文書として残っているはずである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求に係る開示請求書には、開示請求に係る行政文書の名称又は内容として、「中区保険年金課の国民健康保険料減免業務において、課内で統一的な運用をはかるために実施される研修の要件を定義した文書・・・」と記載されており、この記載は申立人が審査会答申第1265号に係る開示請求書に記載した文言と同一である。本件請求ではさらに「・・・のうち、研修の要件を定義する目的で作成されたものではないが結果として要件または要件の一部が記載されている文書」及び例示として「新人課員に職場研修の履修を命じる指示書」「課員に職場研修指導員役を命じる指示書」と記載されている。したがって、本件申立文書は、中区保険年金課において横浜市国民健康保険の保険料減免業務に係る統一的な運用を図るために実施される研修（以下「本件研修」という。）についての文書であると解される。

なお、審査会答申第1265号は、請求の対象となる行政文書を作成していないという実施機関の説明は不合理とは言えないと判断しており、この判断に対して申立人は、本件請求に係る開示請求書の備考欄に「審査会が誤解に基づいて間違った判断を下した恐れがあると考え、念のため本件開示請求致します」と記載している。そうすると、当審査会が請求の対象となる行政文書は存在しないとして非開示とした決定は妥当であると結論付けた文書と同じ文書を改めて本件請求において求めているものと解することができる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件研修はO J Tにて行っているため、具体的な研修計画等を記載した文書は作成していないと説明している。

イ 本件請求について検討すると、開示請求書に記載された字句の違いはあるが、審査会答申第1265号と実質的に同一の事案と解することが適当であり、このほか、現時点において同答申における事実認定を覆すような事情の変化も認められないと判断した。

したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

ウ その他、申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年7月3日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年7月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年7月18日 (第174回第三部会) 平成26年7月24日 (第252回第一部会) 平成26年8月1日 (第258回第二部会)	・諮問の報告
平成26年8月7日 (第175回第三部会)	・審議
平成26年9月18日 (第176回第三部会)	・審議
平成26年10月16日 (第177回第三部会)	・審議
平成26年11月20日 (第178回第三部会)	・審議